

# 国際運転免許証により日本国内で運転する方へ

～国際運転免許証による無免許運転が発生しています。～

日本では、次の条件を満たしていない国際運転免許証による運転は、「無免許運転」（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）として処罰の対象となります。

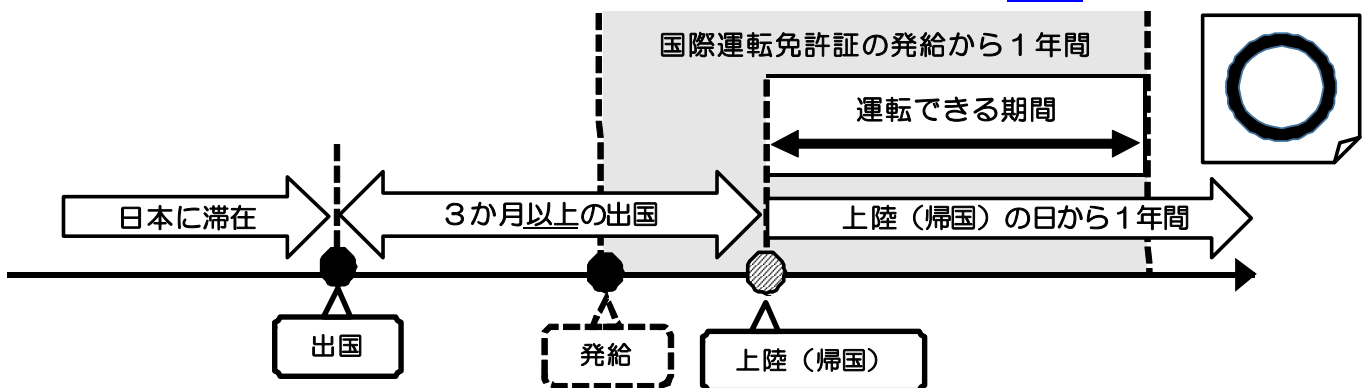
日本の方も同様ですので注意してください。

日本国内で運転するための条件

- 規定の様式に合致  
ジュネーブ条約締約国が発給した国際運転免許証で同条約附属書9若しくは条約附属書10に定める様式に合ったもの
- 有効期間内  
発給日から1年間かつ、日本に上陸（帰国）してから1年以内
- 出国して上陸（帰国）するまでの間が3か月以上（下図参照）

**注意！** 住民基本台帳に記録されている方（日本人、中長期在留の外国人等）が、出国の確認等を受けて日本を出国し、国際運転免許証の発給を受け、3か月に満たない内に上陸（帰国）した場合は、当該上陸（帰国）の日は、運転ができる期間の起算日になりません。詳しくは県警ホームページをご覧ください。

◇ 運転できるケース（出国から上陸（帰国）まで3か月以上の間に発給）



◇ 運転できないケース（出国から上陸（帰国）まで3か月未満の間に発給）

